

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	東長岡訪問看護ステーションたんぽぽ
所在地	太田市石原町927
管理者	竹澤 純子
電話番号	0276-48-5115
FAX番号	0276-45-3555
事業所番号	(医療) 0590005 (介護) 1060590005
サービス提供地域	太田市、大泉町、邑楽町、足利市 上記以外、利用者の希望する地域

2. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

利用者がその有する能力に応じて可能な限り自立した在宅療養を営む事が出来る様、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復、生活の質の向上を目指す事を目的とします。

(2) 運営方針

- ① 要介護者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指します。
- ② 関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

3. 従業員の職種・員数・勤務形態

管理者 看護師 1名（常勤）
従業者 看護師 3名以上（常勤・非常勤）

4. 営業日及び営業時間

平日 9時～17時

土曜（第2土曜を除く） 9時～13時

※ 上記以外の時間帯は、電話連絡及び必要時臨時訪問での対応をいたします。

※ 年末年始（12月30日～1月3日）は休業です。

※ 祝日・日曜・第2土曜は休業です。

5. サービス内容

(1) 医師の指示のもとで医療の処置・病状の観察

- ① 尿道留置カテーテル等の管理
- ② 胃管の管理
- ③ 中心静脈栄養カテーテル管理、栄養管理等
- ④ 血圧・脈拍・呼吸・体温など一般状態の観察と医師への報告

(2) 看護・介護の実際とその方法についてのご指導

- ① 清潔の援助
- ② 尿便のお世話

- ③ 入浴介助
 - ④ 床ずれの予防や手当て
 - ⑤ リハビリなど
 - ⑥ 車椅子散歩
- (3) 療養環境の整備などの相談
介護用品の工夫や紹介
- (4) 他のサービス事業者との連携

6. 利用者負担金

★介護保険訪問看護費・介護予防訪問看護費

訪問時間	要介護			要支援		
	サービス内容の略称	単位数	体制加算 加算後単位数	サービス内容の略称	単位数	体制加算 加算後単位数
20分未満	訪看 I 1	312	318	予防訪看 I 1	301	307
30分未満	訪看 I 2	469	475	予防訪看 I 2	449	455
30分以上 1時間未満	訪看 I 3	819	825	予防訪看 I 3	790	796
1時間以上 1時間30分未満	訪看 I 4	1,122	1,128	予防訪看 I 4	1,084	1,090
※准看護師の場合、90%の単位数となります。						
※夜間早朝の場合、25%の加算がプラスされます。						
※深夜の場合、50%の加算がプラスされます。						
長時間訪問加算(1時間30分以上の訪問看護)						
複数名訪問看護加算 I (看護師+看護師、30分未満)						
複数名訪問看護加算 I (看護師+看護師、30分以上)						
複数名訪問看護加算 II (看護師+看護補助、30分未満)						
複数名訪問看護加算 II (看護師+看護補助、30分以上)						
ターミナルケア加算						
初回加算						
退院時共同指導加算						
看護介護連携強化加算						
看護体制強化加算 I (介護、緊急時加算50%・特別管理加算30%・ターミナル加算5名以上)						
看護体制強化加算 II (介護、緊急時加算50%・特別管理加算30%・ターミナル加算1名以上)						
看護体制強化加算 (予防、緊急時加算50%・特別管理加算30%)						
緊急時訪問看護加算 (支給区分限度額の算定対象外)						
特別管理加算 I (支給区分限度額の算定対象外)						
特別管理加算 II (支給区分限度額の算定対象外)						
サービス提供体制加算 (支給区分限度額の算定対象外)						
同一建物減算1						単位数×90/100
同一建物減算2						単位数×85/100

※特別管理加算 I ・・・より重症度が高い対象者

在宅気管切開患者指導管理・在宅悪性腫瘍患者指導管理・気管カニューレ使用・留置カテーテル使用
(ハルレンカテーテル・胃ろう・NGチューブ等を使用)

※特別管理加算 II ・・・ I にあてはまらない特別管理加算の対象者(ドレーンチューブ対象外)・

点滴注射を週3日以上行う必要があるとみとめられている場合・真皮に達する褥瘡

※1 単位=10.21円。利用者負担額は介護保険負担割合証の利用者負担の割合による。

※限度額を超過した費用は全額(10割)負担。

* 健康保険法・後期高齢者医療制度及び関係法令で定める費用

項目	内容	
基本療養費 I	週3回まで	5, 550円(准看 5, 050円)
	週4回目以降	6, 550円(准看 6, 050円)
	緩和ケア・褥瘡ケア	12, 850円
基本療養費 II	同一建物に2人まで	週3回まで 5, 550円(准看 5, 050円) 週4回目以降 6, 550円(准看 6, 050円)
	同一建物に3人以上	週3回まで 2, 780円(准看 2, 530円) 週4回目以降 3, 280円(准看 3, 030円)
		緩和ケア・褥瘡ケア 12, 850円
基本療養費 III		8, 500円 ※特掲診療所の別表第7・8に掲げる疾病等の利用者、入院中の試験外泊時
精神基本療養費 I		週3日まで30分未満 4, 250円(准看 3, 870円) 週3日まで30分以上 5, 550円(准看 5, 050円) 週4日目以降30分未満 5, 100円(准看 4, 720円) 週4日目以降30分以上 6, 550円(准看 6, 050円)
	同一建物に2人まで	週3日まで30分未満 4, 250円(准看 3, 870円) 週3日まで30分以上 5, 550円(准看 5, 050円) 週4日目以降30分未満 5, 100円(准看 4, 720円) 週4日目以降30分以上 6, 550円(准看 6, 050円)
		週3日まで30分未満 2, 130円(准看 1, 940円) 週3日まで30分以上 2, 780円(准看 2, 530円) 週4日目以降30分未満 2, 550円(准看 2, 360円) 週4日目以降30分以上 3, 280円(准看 3, 030円)
		月14日目まで (1日につき) 2, 650円 月15日目以降 (1日につき) 2, 000円
夜間・早朝訪問看護加算(6時～8時・18時～22時)		2, 100円
深夜訪問看護加算(22時～6時)		4, 200円
難病等複数回訪問加算	2回…	4, 500円
	3回以上…	8, 000円
複数名訪問看護加算		4, 500円
複数名訪問看護加算(准看)		3, 800円
複数名訪問看護加算(その他職員)		3, 000円
長時間訪問加算		5, 200円(90分超の時/週1回) ※対象者：人工呼吸使用者、15歳未満の超重症児・準超重症児は週3回
乳幼児加算	1, 800円(超重症児・準超重症児・特掲診療料の別表7・8に該当する小児)	
	1, 300円 上記以外	
訪問看護管理療養費	月の初日	機能強化型訪問看護管理療養費1 13, 230円 機能強化型訪問看護管理療養費2 10, 030円 機能強化型訪問看護管理療養費3 8, 700円 上記以外 7, 670円
		訪問看護管理療養費1 (1日につき) 3, 000円 訪問看護管理療養費2 (1日につき) 2, 500円
	月の2日目以降	訪問看護管理療養費1 (1日につき) 3, 000円 訪問看護管理療養費2 (1日につき) 2, 500円
24時間対応体制加算	1月につき	6, 800円
退院時共同指導加算		8, 000円
退院支援指導加算		6, 000円
退院支援指導長時間加算		8, 400円
特別管理指導加算		2, 000円
在宅患者緊急カンファレンス加算		2, 000円
特別管理加算	在宅悪性腫瘍患者指導管理・在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレ・留置カテーテル使用… 5, 000円	
	その他… 2, 500円	
情報提供療養費		1, 500円
ターミナルケア療養費		25, 000円

実際に対応した金額の合計から負担割合に応じた金額となります。

※保険以外の利用料…交通費250円(医療保険での訪問看護に限り1回につき)

往復20キロメートルを超えた場合2キロ毎に50円増とする。

※その他…サービス実施のために使用する利用者様宅の水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者様の負担となります。

7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に容態の変化などがあった場合は、下記の主治医、ご家族の他に、救急隊、その他関係機関に連絡いたします。

『緊急時のご連絡先』

主治医	氏名	
	連絡先	
	住所	

ご家族	氏名	
	連絡先	
	住所	

その他	氏名	
	連絡先	
	住所	

8. 個人情報の保護

- 当事業者は、サービスを提供する際に、知り得た利用者及びその家族に関する情報を正当な理由なく第三者には漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 当事業所は、サービス担当者会議等における個人情報は、あらかじめ同意のうえ使用します。

＜使用目的＞

- 主治医への状態報告、相談
- サービス担当者会議等での報告
- 入院、入所時の申し送り
- 自治体、学校等から求めがあった場合

9. 事故発生時における対応方法

サービス提供中に万が一事故が発生した場合は、速やかに利用者様がお住まいの市町村、親族、居宅介護支援事業所に連絡を行うとともに、必要な処置を講じます。

また、利用者様に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10. 苦情窓口

当事業所ご利用相談窓口	(0276) 48-5115
担当者	管理者 竹澤 純子

公的機関窓口

(市町村) 太田市 介護サービス課	(0276) 47-1939
(市町村) 大泉町 保険高齢課	(0276) 63-3111
(市町村) 邑楽町 保険年金課	(0276) 89-0136
(市町村) 足利市 介護保険課	(0284) 20-2136
群馬県国民健康保険団体連合会(国保連)	(0284) 20-2136

介護保険課 苦情処理相談窓口	
栃木県国民健康保険団体連合会（国保連）	(028) 643-2220
介護福祉課 介護サービス担当	

その他の事項

- 介護保険対応の利用者様に関しましても、サービス担当者会議や利用者様に関わっておられるサービス事業者様、担当ケアマネージャー様に、必要な情報を提供させていただきます。
- 医療保険対応の利用者様に関しましては、月1回、保健福祉事務所又は市町村に対して、保健福祉サービスにつなげていただく目的で情報提供させていただきます。
- この訪問看護サービスは、利用者様と曜日・時間・回数等の同意の下提供されますが、サービスの性質上（緊急対応や急変などがあり）お約束の時間に訪問できない場合がございます。あらかじめご了承下さい。可能な限り電話連絡等でのご連絡は出来るように努力いたします。
- 当ステーションは、褥瘡ケアの取り組みの一環として、定期的に写真撮影を行い、経過を追って行きたいと考えております。あらかじめご了承ください。
- 当ステーションは、看護学生の訪問看護実習の受け入れ施設となっており、また、利用者様ご家族様のご理解とご協力をお願い致します。